

J Aアパートローン（協同住宅ローン保証型）

平成29年4月3日現在

おせいみち	<p>◎賃貸アパート専用住宅および賃貸部分の床面積が全体の50%を超える併用住宅の建設、増改築および補修に必要なご資金とします。</p> <p>◎保証機関への保証料、長期火災共済（保険）掛金、登記手数料、不動産取得税、消費税もあわせてお借入れいただけます。</p>												
ご利用いただける方	<p>◎個人のJ A組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。）</p> <p>◎賃貸アパート等を建設するための土地を所有されている方。または、現在賃貸アパート等を所有されている方。</p> <p>◎借入時の満年齢が20歳以上の方で、最終返済時の満年齢が71歳未満の方。</p> <p>◎前年度税込年収が150万円以上ある方。</p> <p>◎保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証が得られる方。</p> <p>◎その他J Aが定める条件を満たしている方。</p>												
ご融資金額 年間返済額の割合	<p>◎100万円以上1億円以内で、10万円単位となります。</p> <p>◎年間元金返済額の年間賃貸収入見込額に対する割合が当J Aの定める範囲内であることとします。 ※年間元金返済額には、このローンの年間元金返済額のほか、他の借入金の返済額を加えるものとさせていただきます。</p>												
ご融資期間	<p>◎対象物件に応じて次のとおりとします。</p> <p>①非堅固建物（木造等）の場合は、1年以上25年以内。ただし、建築基準法上の準耐火構造建物は1年以上30年以内とします。</p> <p>②堅固建物（鉄骨造等）の場合は、1年以上35年以内。</p>												
ご返済方法	<p>◎元利均等もしくは元金均等とし、毎月ご返済いただきます。</p> <p>※元利均等返済は、毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方法です。</p> <p>※元金均等返済は、毎月の返済元金を一定とし、その元金に利息を加えた金額を、毎月の返済額とする返済方法です。</p> <p>◎変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の元金と利息の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則としてお借入期日に未返済額を一括で返済していただきます。</p>												
ご融資利率	<p>◎J Aのアパートローン利率</p> <p>※固定金利型、変動金利型からお選びください。</p> <p>※利率は店頭に掲示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。</p>												
担保	◎原則としてご融資の対象となる土地および建物に第1順位の抵当権を設定登記いたします。												
保証	◎協同住宅ローン株式会社の保証をご利用いただけます。また必要に応じて連帯保証人を徴求いたします。												
保証料	<p>◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。</p> <p>※前取一括方式は、ご融資の実行時に一括して保証機関へお支払いいただきます。</p> <p>＜ご融資金額1,000万円あたりの一括支払保証料（例）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご融資期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>25年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>106,810</td> <td>185,450</td> <td>215,760</td> <td>239,260</td> <td>257,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただきます。</p>	ご融資期間	10年	20年	25年	30年	35年	保証料（円）	106,810	185,450	215,760	239,260	257,730
ご融資期間	10年	20年	25年	30年	35年								
保証料（円）	106,810	185,450	215,760	239,260	257,730								
火災共済（保険）	◎ご融資対象の建物については、火災共済（保険）にご加入いただき質権を設定させていただきます。												
手数料	◎融資事務手数料、繰上返済手数料については、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。												
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額はJ Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</p> <p>また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県J Aバンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県J Aバンク相談所にお申し出ください。</p>												
その他	<p>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。</p>												